

取組目標

〇 経営管理（ガバナンス）態勢の改善・強化

1. 共済金支払管理委員会の設置

共済金支払の適正化に関する諸課題に対し、より機動的な対応が可能となるよう、共済金支払に関連する役員が共済金支払の適正化にかかる業務運営態勢を常に管理できる体制を整備する。

2. 共済金審査会の設置

支払管理部門が共済金をお支払いできないと判断した事案の妥当性を専門的な見地から審査することにより、適正な共済金の支払を行う。

3. 専任部署の設置と事後検証要領の見直し・整備

(1) 専任部署の設置

共済金支払処理にかかる業務執行ラインと切り離れた専任の検証体制・検証機能を整備・強化することにより、支払漏れの発生を未然に防止する。

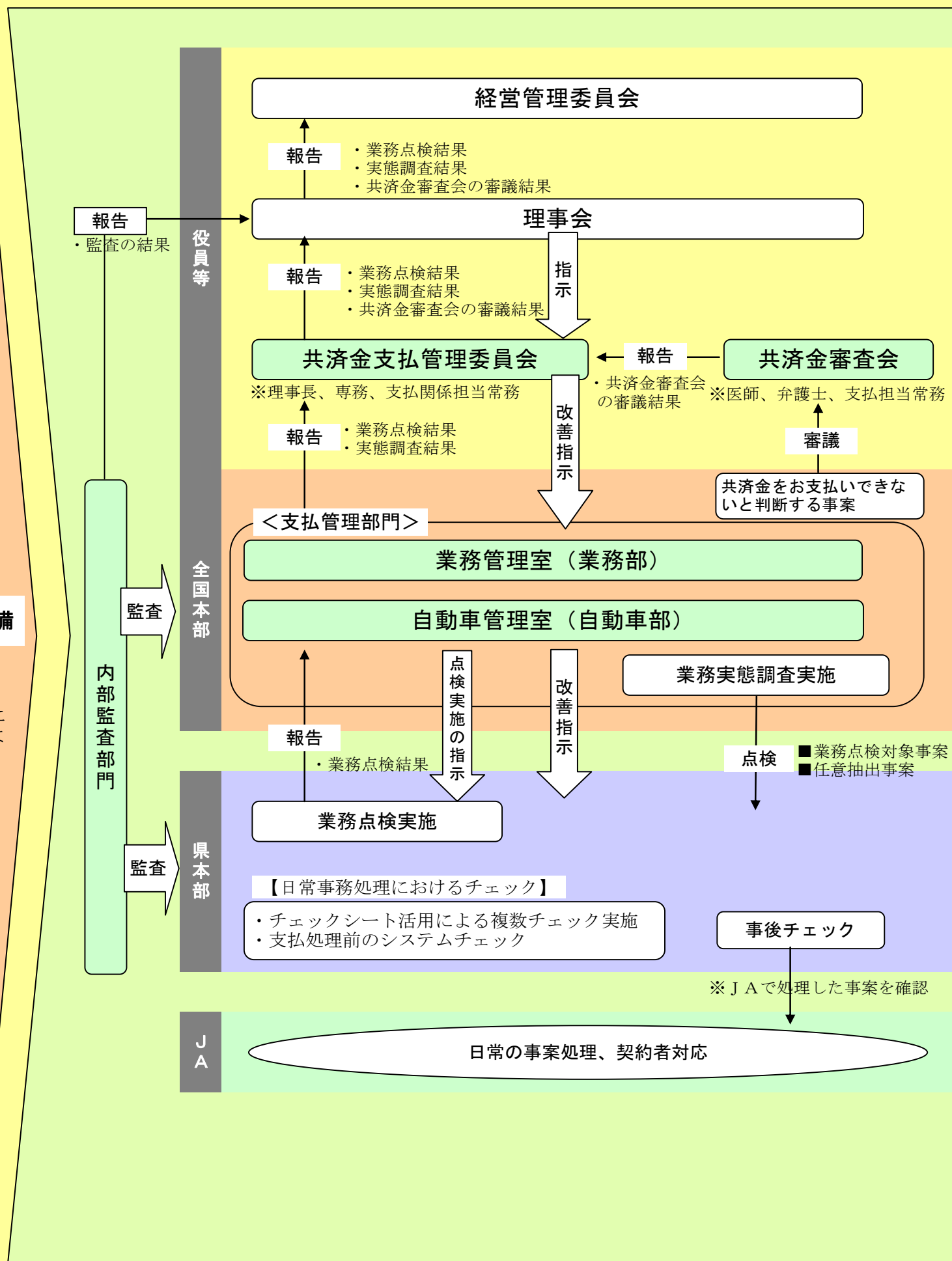
(2) 業務点検実施要領の改定と業務実態調査実施要領の新設

支払査定にかかる業務運営実態を常に役員が把握できる報告事項の設定および手続きの定型化によりガバナンス態勢の強化を図る。

4. 内部監査態勢の強化と内部監査実施方法等の改善

内部監査部門を各本部の業務執行部門から独立した組織とし、併せて、共済金支払漏れに関する点検を監査項目に追加することにより、内部監査機能のさらなる拡充・強化を図る。加えて、理事会への報告手続きの定型化によりガバナンス態勢の強化を図る。

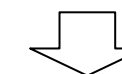
実行状況



効果

① 共済金支払管理委員会の設置

- 共済金支払にかかる業務運営態勢を役員が常に把握することが可能
- 契約関係者の請求が漏れなく行われる環境整備の重要性を認識
- 請求勧奨重視の契約者保護の視点を基本とする考え方にシフト



共済金支払にかかる業務運営上、早期是正が必要な事項についての対応方針を速やかに決定できる態勢となり、経営管理(ガバナンス)態勢が強化

② 共済金審査会の設置

- 支払管理部門が共済金をお支払いできないと判断する事案について、判断理由の合理性や、プロセスの妥当性を、外部の専門的な見地から厳格に審査

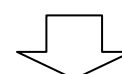


支払査定判断の適切性を確保

③ 専任部署の設置と事後検証要領の見直し・整備

ア. 支払済事案の事後検証態勢の構築

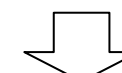
- 業務管理室・自動車管理室が実施する事後検証により、査定段階でミスが生じた場合でも、追加支払いを迅速に行える態勢を整備



電算チェックや担当者の複数チェックと合わせた二重・三重のチェック機能として、事後検証制度は有効に機能

イ. 事後検証で判明した事案の原因分析・再発防止策の検討

- 事後検証で判明した事案について、査定段階におけるミスの発生原因分析、再発防止策の検討を実施
- 事後検証結果を毎月の共済金支払管理委員会へ報告し、再発防止策を審議



早期改善に向けた組織的な対応が可能となり、経営管理(ガバナンス)態勢が強化